**那覇検疫所**

**Naha Quarantine Station**

**船舶に対する衛生検査について**

検疫法第２６条に基づく、船舶衛生管理（免除）証明書交付にかかる、船舶衛生検査について、世界保健機関（WHO）から加盟国に対して、国際保健規則（IHR）2005により、統一的な検査実施法等が示され、2012年6月15日から完全施行されました。

伴いまして、日本では2012年6月1日から検査手法等が変更になりました。

**那覇検疫所管内で検査できる主な港**

**連絡先**　　　　　　　　　　　**港名**　　　　**電話番号**　　　　 **FAX番号**

那覇検疫所　　　　　　　　　　那覇港　　　098-868-1674 098-861-7077

　　　　　　　　　　　　　　　糸満港

那覇検疫所金武・　　　　　　　金武・　　　098-868-1674 098-861-7077

中城出張所　　　　　　　　　　中城港

那覇検疫所平良出張所　　　　 平良港　　 （那覇検疫所に連絡）（那覇検疫所に連絡）

那覇検疫所石垣出張所　　　　　石垣港 0980-82-4940 0980-82-4965

**船舶に対する衛生検査手数料**

総トン数５００トンまで　　　　１５，８００円

総トン数１，０００トンまで　　２５，２００円

総トン数５，０００トンまで　　３１，４００円

総トン数１０，０００トンまで　３４，８００円

総トン数５０，０００トンまで　４８，３００円

総トン数５０，０００トン超過　５６，９００円（客船・貨客船のみ）

総トン数５０，０００トン超過　４８，３００円（※上記以外）

証明書料　　　　　　　　　　　　　　８８０円